

(別添1)

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法に関する省令の一部を改正する省令案等に対する意見の募集(パブリックコメント)に対する御意見と御意見に対する考え方

【御意見】

【御意見に対する考え方】

事前処理省令の一部改正について	ストリッピングリミットについて法令に入れていただきたい。	(本意見については国土交通省からの回答となります。) ストリッピング装置の性能要件として、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」(昭和58年運輸省令第38号)第27条にて規定いたします。
	Y類及びZ類当に係わる事前処理方法について予備洗浄装置の使用に関する基準の策定は、マルポール条約に合わせていただきたい。	マルポール条約の規定に合わせて基準を策定いたします。